

文教環境委員会

審査のポイント(議案第35号)

「佐佐木信綱記念館条例の一部改正について」

(問) 嘱託学芸員が記念館に常駐することはないか。指定管理者に、学芸員の資格を持った人の配置を求めるのか。記念館へは、資料の特別利用を目的とした研究者等が来館する事が考えられることから、学芸員が常駐していた方がよいと思うがどのような対応を考えているのか。

(答) 指定管理者制度導入後も、嘱託学芸員は、特別展を含めて特別利用等必要があればその都度、必ず館へ赴いて説明や資料研究に携わる。なお、研究者等の専門家の来館時には、特別利用が多いことから、指定管理者制度移行後も、その許可等について、教育委員会が許可権限を持って、学芸員が資料の取り扱い等、不備のないように対応する。

(問) 指定管理者の業務管理や定期的なチェック体制に関してどうするか。特別展や企画展の予算は市が持つものか、また、ある程度指定管理者が任意に実施をできるのか。

(答) 指定管理者制度の導入については、佐佐木信綱記念館以外の資料館3館でも行っており、月単位の管理運営報告書の提出、3カ月に一度の報告に対する精査等、状況について業務評価シートを作成しチェックしている。また、日常のモニタリングとして文化課で、不定期であるが館を巡回している。特別展や企画展については、市の学芸員が主体的にかかわり、市が責任をもって行ない、予算についても市で計上している。指定管理者が行なう自主事業は募集要項で定める範囲において認めていく。

生活福祉委員会(生活福祉分科会)

審査のポイント(議案第37号)

「予防接種費について」

(問) 風しんワクチン接種費用の助成に関して、所得制限は設けていないのか。

(答) 所得制限等の制限は、一切設けていない。

(問) 助成の実施によりワクチンが不足しているようにも聞かすが、今回助成対象として積算した2,000人分のワクチンは、足りているのか。

(答) 今回の助成対象として積算した人数分のワクチンを確保してあるという前提ではない。県を通じて国のほうからもワクチンが不足するという一方で、妊娠を予定又は希望している女性、また妊婦と同一世帯の家族で抗体が陰性である方を優先的に接種するよう通知がされているところである。

(問) 風しんワクチンの接種ができる医療機関はどこか。

(答) 鈴鹿市内の乳幼児の定期予防接種を対応している医療機関で行う予定で準備を進めている。

(問) 助成を受けるための申請方法は。

(答) ①市役所健康づくり課の窓口健康保険証・母子手帳を持参いただき、過去のワクチンの接種状況や住民基本台帳上の世帯状況を確認の上、今回の風しんワクチン接種費用の助成対象となるかを判断する。②助成対象者には健康づくり課窓口にて接種費用の助成券を交付する。③医療機関で助成券を提出いただき、ワクチンの接種を受ける。